

第2次北海道アイヌ政策推進方策検討会議 開催要領

第1 目的

第2次北海道アイヌ政策推進方策（以下「次期方策」という。）を検討するにあたり、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。）、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（令和元年9月6日閣議決定。）及び北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（令和元年10月29日決定。）に基づき、北海道におけるアイヌ施策の総合的な推進を図るため、アイヌ関係者や有識者等から幅広く意見を聴取することを目的とし、「第2次北海道アイヌ政策推進方策検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催する。

第2 議題

検討会議の議題は次のとおりとする。

- (1) 次期方策におけるアイヌの人々に対する総合的な方策のあり方に関すること。
- (2) その他、アイヌ施策の総合的な推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

第3 構成

- (1) 検討会議は、別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 構成員は、学識経験者、教育関係者、産業関係者、市町村行政関係者及びアイヌ関係者等の中から北海道環境生活部アイヌ政策監が選定する。

第4 運営

- (1) 検討会議は、必要に応じて北海道環境生活部アイヌ政策監が招集し、主催する。
- (2) 検討会議に座長を置き、北海道環境生活部アイヌ政策監が指名する。
- (3) 北海道環境生活部アイヌ政策監は、座長が不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 北海道環境生活部アイヌ政策監が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

- (1) 検討会議の事務は、北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、北海道環境生活部アイヌ政策監が定める。

附則 この要領は、令和6年11月18日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月14日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月29日から施行する。

第２次北海道アイヌ政策推進方策検討会議 構成員名簿

	所属・職名
落合 研一	北海道大学アイヌ・先住民研究センター 准教授
田中 雅子	北海道小学校長会 対策部 幹事 ※苫小牧市立明野小学校 校長
大野 克之	北海道アイヌ振興対策事業推進協議会 会長 ※新ひだか町長
中村 智	公益社団法人北海道観光機構 専務理事
荒田 このみ	公益財団法人アイヌ民族文化財団 民族共生象徴空間運営本部企画調整課 主査
小川 哲也	公益社団法人北海道アイヌ協会 副理事長
木村 英彦	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事
結城 幸司	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事
戸ノ崎 郁美	伊達市健康福祉部社会福祉課 アイヌ生活相談員 (公益社団法人北海道アイヌ協会 理事)